

東京都立広尾高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある人権侵害である。広尾高校では在籍するすべての生徒が安心して通い、充実した学校生活を送ることができるよう、全教職員がいじめは絶対に許さないという強い姿勢で臨む。

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応
 - (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す
 - (3) いじめを見て見ぬふりせず、声をあげられる学校づくり
 - (4) 保護者・地域・関係機関との連携
- 以上により、いじめ問題の解決を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校全体として組織的・積極的・継続的に、いじめの未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。なお特別支援委員会が、学校いじめ対策委員会を兼ねる。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止の体制整備及び取組
- 早期発見
- 早期対応
- 重大事態への対応

ウ 会議

企画調整会議、生活指導部、学年担任等からの生徒情報をもとに、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、総務主任、生活指導主任、保健主任、各学年主任、スクールカウンセラー、その他校長が任命する教員とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動に対して学校が、家庭・地域・関係諸機関と迅速かつ適切に連携できるように、学校いじめ対策委員会を支援する組織として設置する。

イ 所掌事項

- 学校だけでは対応できない事象における、学校いじめ対策委員会の支援
- 生徒の校内外での行動に関する情報収集と情報共有
- いじめに関する指導の支援
- いじめの未然防止に関する事項

ウ 会議

- 学校運営連絡協議会及び緊急性のある場合は適宜開催する。

エ 委員構成

- 学校運営連絡協議委員及び渋谷警察署スクールサポーター等で構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会を設置し、全教職員がいじめは決して許されないという共通認識に立ち対応する。
- イ 生徒個々の状態を、定期的な面談や出席状況の確認により把握しておく。
- ウ 教育活動全般をとおして日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成するとともに、教員が生徒の変化を見逃さないために生徒とかわる時間を多くするよう努める。
- エ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- オ 生徒会活動を通じて生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- カ 学校行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的な「生活意識調査」の実施、
- イ スクールカウンセラーによる全員面接の実施
本校第1学年において、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ウ 定期的なアンケート調査の実施
学校は、年3回、いじめに関するアンケートを実施し、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。
- エ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察
生徒指導部による毎朝の校門指導及び管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、生徒の様子の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会を緊急招集し、事実確認による対応策の策定と実施。
- イ 被害生徒の安全確保。
- ウ 加害生徒に対する組織的かつ継続的な指導と観察の実施。
- エ 生徒への動揺が広がらないように、必要に応じて、学年集会・全校集会を開催する。
- オ 重大事態への発展を防止するために、学校サポートチームを通じ関係諸機関と連携

し対応する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の子供の保護・ケア

- いじめを受けた生徒の安全の確保及び落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- スクールカウンセラーと情報を共有し生徒・保護者の心のケアを行う

イ 加害の子供への働き掛け

- 被害生徒とは別室で指導を行い、改善が図られない場合は、校長による懲戒を実施する。更に必要に応じて、東京都教育委員会による出席停止等の必要な措置を講じる。
- 被害生徒に対し、犯罪行為が行われていると疑われる場合、警察への相談・通報を実施する。
- 加害生徒と保護者に対するスクールカウンセラーのカウンセリングを行う。

ウ 東京都教育委員会・関係諸機関との連携

- 東京都教育委員会に報告し、必要に応じ専門家の指導助言を受ける。
- 必要に応じ、児童相談所等の福祉機関への通報。

エ 保護者との連携

- 適時・適切な方法での情報の提供と説明を行う。

5 教職員研修計画

- ア いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加によるスクールカウンセラーを講師とする校内研修を実施する。
- イ 人権教育プログラムに記載された【Ⅲ人権教育の効果的な推進のための参考資料 7人権課題「子供」】に係る部分について、教職員に周知徹底を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者やPTAの組織との連携

保護者会や学校便りを活用し、学校でのいじめの現状や取り組みを発信し、家庭での協力を依頼する。

(2) 学校評価アンケートに「いじめ」に関する項目を設置する

7 地域及び関係機関との連携について

- ア 日頃から地域住民等と連絡を取り合い、いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- イ 犯罪行為等が認められるときには、警察や児童相談所等との連携した対応をする。
- ウ 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、「学校サポートチーム」と積極的に連携を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ア 学校運営連絡協議会、学校いじめ防止対策委員会において見直しを行う。
- イ いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価アンケートに「いじめ」に関する項目を加え、適正に事項の取組を評価する。